

第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種贈与認定個人事業者

《贈与税の納税猶予制度の認定要件》

贈与税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

○ (受贈者) 個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 生計一親族等からの贈与の時に、先代事業者から法第12条第1項の認定に係る贈与又は相続を受けていること
3. 生計一親族等からの贈与が、先代事業者の法第12条第1項の認定に係る贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に行われていること
4. 第二種贈与申請基準日^{※1}において、生計一親族等から受贈した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
5. 生計一親族等が有する先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て^{※2}を取得していること
6. 生計一親族等から受贈した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第二種贈与申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※1 第二種贈与申請基準日とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいいます。

- ① 贈与の日が1月1日から10月15日までの場合 10月15日
- ② 贈与の日が10月16日から12月31日までの場合 その贈与の日
- ③ 贈与年の5月15日より前に先代事業者又は後継者の相続が開始した場合 その相続開始の日の翌日から5月を経過する日

※2 特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

○ (贈与者) 生計一親族等の要件

1. 先代事業者の生計一親族等であること

※生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいう。

2. 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をした者でないこと^{※3}

※3 既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている生計一親族等は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。

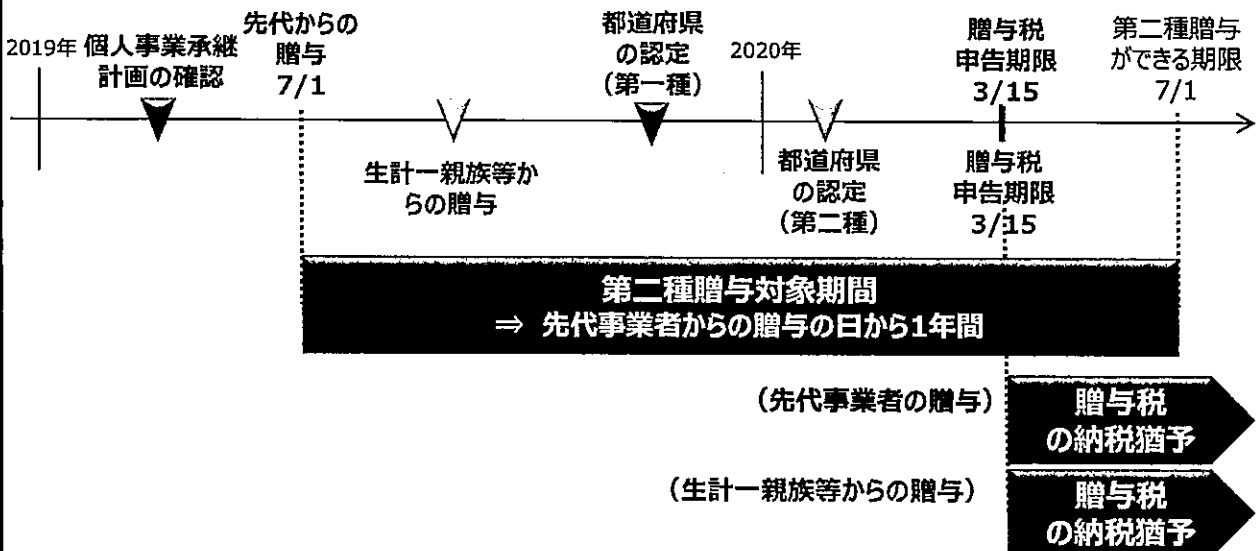
第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種贈与認定個人事業者

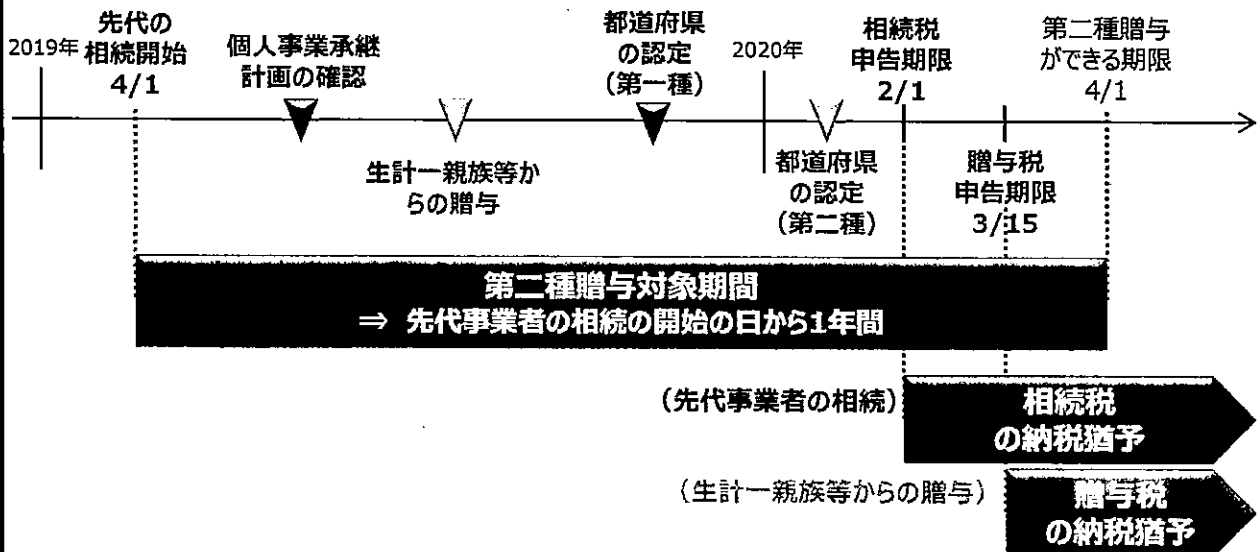
- 先代事業者からの贈与又は相続等以後に、生計一親族等が先代事業者の事業の用に供されていた特定事業用資産を贈与していること
- 当該贈与が先代事業者からの贈与の日又は相続の開始の日から1年以内に行われていること

生計一親族等からの贈与について、納税猶予の適用を受けることができる期間は以下のとおりです。なお、先代事業者からの贈与（第一種贈与）や相続（第一種相続）と、生計一親族等からの贈与（第二種贈与）は、同日であっても適用可能ですが、先代事業者からの贈与・相続が先に行われている必要があります。

【先代事業者からの承継（第一種）が贈与である場合】



【先代事業者からの承継（第一種）が相続等である場合】



第2章 都道府県知事の認定について

第3節 第二種贈与認定個人事業者

- 先代事業者の生計一親族等であること

生計一親族等とは、先代事業者と生計を一にする配偶者その他の親族（先代事業者の相続の開始の直前において、先代事業者と生計を一にしていた親族を含む。）をいいます。

【参考. 「生計を一にする」の意義について】

「生計を一にする」の意義について、国税庁通達（所得税法基本通達2-47）では、次のように定められています。

法に規定する「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。

- (1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がある場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。
 - イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- (2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

- 生計一親族等は既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

既に個人版事業承継税制の適用に係る贈与をしている生計一親族等は、再度この制度の適用に係る贈与をすることはできません。

ただし、同一年中に限り、事業ごとに個人事業承継者に対し贈与することも可能です。この場合において、認定申請は個人事業承継者ごとに行ってください。